

新型コロナウイルス感染症に係る緊急対策【第26弾】

未定稿

令和4年1月●日

1. 営業時間短縮要請に伴う協力金に係る県への負担金

5.3億円

対象地域：熊本市内全域

期間：1月21日（金）午後8時～2月13日（日）午後12時

対象者：県による営業時間短縮要請に応じた飲食店等の事業者

支給額：【認証店】 ① 午後9時までの営業・酒類提供有 … 2万5千円～7万5千円/日
② 午後8時までの営業・酒類提供無 … 3万円～10万円/日
【非認証店】 午後8時までの営業・酒類提供無 … 2万5千円～7万5千円/日

大企業は売上高の減少額に応じて、支給額を別途算定

2. 営業時間短縮要請への協力店舗に対する家賃支援

3.0億円

対象地域：熊本市内全域

対象者：県による営業時間短縮要請に応じた飲食店等の事業者のうち、店舗を賃借している者

助成額：1店舗あたり1か月分の家賃（上限35万円）の1/2 ※1回のみ助成

3. ホテル等をテレワークで利用した際の利用料の割引

0.4億円

対象者：熊本県内在住者

割引額：① 利用料2,000円以上 … 1,500円割引 ② 利用料4,000円以上 … 3,000円割引

4. 飲食宅配代行業者を利用した際の配達料の助成

0.2億円

助成額：熊本市内にある飲食店からの配達料全額を助成